

置を講ぜられるよう勧告するものである。

- I. リハビリテーション医学教育の充実について
 1. 大学医学部ないし医科大学の教育において、リハビリテーション医学を必須課目とすること。
 2. 専門医養成のための卒業教育の体系を整備すること。
 3. 上記1, 2を実現するために大学医学部ないし医科大学にリハビリテーション医学の講座を設置すること。
- II. 理学療法士、作業療法士教育の充実について
 1. 現行の3年制各種学校による養成制度を学校教育法に基づく4年制大学における教育に改め、大学院課程を付置すること。
 2. 暫定的には現行の3年制各種学校の3年制短期大学への昇格をはかり、かつ現行の3年制各種学校卒業業者又は3年制短大卒業業者が、希望すれば4年制大学への編入を受け得るよう機会を保障すること。
- III. 言語療法士（仮称）の教育について
 1. 言語療法士（言語療法士、聴言語士—いずれも仮称）の資格制度を創設し、その教育は、学校教育法による4年制の総合大学において、大学院課程と連なる形で早急に実現すべきこと。
 2. 現在の充足率の向上を早急にはかるため、暫定措置として現行の認定コース（サーティフィケート・コース）の存続、拡充等を行うべきこと。
- IV. 義肢装具士（仮称）等の教育について
 1. 義肢装具士（仮称）の資格制度を創設し、その教育は学校教育法による4年制大学又は3年制短期大学において行われるべきこと。
 2. 義肢装具製作技能士（仮称）の資格制度を創設し、その養成は職業訓練校その他において高校卒業後2年間の教育課程において行われるべきこと。
 3. 既存の従事者について、技能検定等により、上記資格又はその受験資格を取得する経過措置、また義肢装具製作技能士が技能検定等により義肢装具士の受験資格を取得する措置をはかるべきこと。
- V. 医療福祉士（仮称）の教育について
 1. 医療福祉士（仮称）の資格制度を創設し、その教育は学校教育法による4年制大学（社会福祉系）において行い、また指導的立場に立つ者及び教育・研究者の養成は大学院において行われるべきこと。
 2. 4年制大学（社会福祉系）及び大学院における医療福祉教育の充実をはかるとともに、医療福祉研修コース（1年間）を設置すること。
 3. 現在すでに医療社会事業員として従事している者

については経過的に医療福祉（仮称）の有資格者として認める措置をとること。

（説明及び別添資料は省略）

資料 14

東洋医学の研究教育体制の確立について （申入れ）

昭和52年11月21日

次の事項について格別の配慮の上、その促進について早急に十分な措置を講ぜられたい。

東洋医学の研究と教育を行う体制を整備すること

東洋医学は、独自の理念と実践的な高度の技術を有する治療医学体系であるが、我が国では、明治時代の医学教育、医療制度の改革も一因となって衰微するに至った。

しかしながら、近年ハリ麻酔等の発見、その基礎医学的研究の諸外国における急速なる発展及び諸種の難治性疾患に対し、しばしば著効を収めたとする報告の漸増等により、我が国医学界はにわかには東洋医学に注目することとなり、さきに数十種の漢方薬は薬価基準収載品に加えられ、また鍼灸治療を希求する患者は急増しつつある。

しかるに、医師の中にも東洋医学に基づく医療を併用する者の数が急速に増加しつつあるのが実情である。現行医学教育制度においては東洋医学の教育課程の整備が不十分である。

また、鍼灸師の現状は、医療機器の進歩に即応し得る知識のみならず、医療の実際において要求される医学の基礎知識は必ずしも十分ではないので、その教育水準を高めるよう教育内容の刷新を図り、医療の万全を期すべきであると考えられる。

他方、諸外国においては、医科大学において東洋医学の正規講義の開講、病院においては鍼灸科が設置され、更に東洋医学の研究所が設立されつつある。

このような状況にかんがみ、東洋医学に関する研究制度の改革を行うと共に医師に対する東洋医学の教育並びに鍼灸師に対する基礎医学教育の推進を図ることを申入れるものである。

なお、これらの目的を達成するために、将来必要に応じて東洋医学に関する審議機関及び研究所を国に設置することを政府に改めて要請する考えである。